

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		市民会館施設等の利用許可、利用変更許可
根拠法令及び条項		新座市民会館条例第10条第1項 会館の施設等を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係
審査基準	審	市民会館条例第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の利用を許可しない。 (1) 会館の設置の目的に反するとき。 (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 会館の施設等を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他会館の管理上支障があるとき。
	査	上記(1)から(4)に該当する場合を例示すると、次のとおりである。 (1) 当該使用により青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。 (2) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用するとき。 (3) 定員を超えて使用するとき。 (4) 当該使用により建物や附帯設備等をき損又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (5) 火気を使用し、又は臭気、騒音等を発生させる場合であって、これに対する安全対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。 (6) 当該使用に伴い多人数の者が集まることによって、交通渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認めるとき。 (7) 過去において施設管理上の指示に従わなかった等施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (8) 葬儀、告別式又は宗教上の式典その他これらに類似する行事として施設を使用するとき。 (9) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類似することを目的として使用するとき。 (10) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (11) その他(1)から(10)に準じると認められるとき。
	基	上記(1)から(4)に該当する場合を例示すると、次のとおりである。 (1) 当該使用により青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。 (2) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用するとき。 (3) 定員を超えて使用するとき。 (4) 当該使用により建物や附帯設備等をき損又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (5) 火気を使用し、又は臭気、騒音等を発生させる場合であって、これに対する安全対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。 (6) 当該使用に伴い多人数の者が集まることによって、交通渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認めるとき。 (7) 過去において施設管理上の指示に従わなかった等施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (8) 葬儀、告別式又は宗教上の式典その他これらに類似する行事として施設を使用するとき。 (9) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類似することを目的として使用するとき。 (10) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (11) その他(1)から(10)に準じると認められるとき。
	準	管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付すことがある（条例第10条第2項）
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和2年4月1日最終変更）

標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)